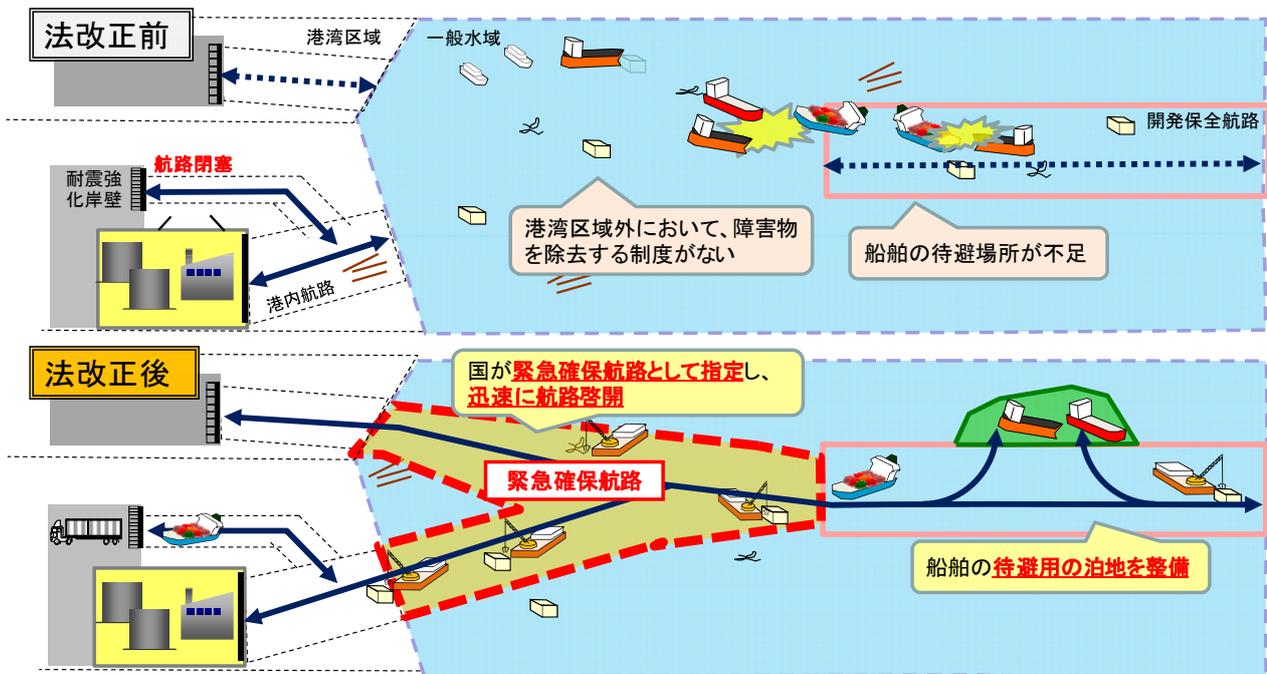


緊急確保航路(東京湾、伊勢湾、大阪湾)の指定について

- 東日本大震災で発生した津波により港内外に大量の貨物が流出し、航路を塞いだことで、緊急物資船をはじめとする船舶の航行が困難となりました。
- この教訓を踏まえ、港湾法が改正され、災害時に啓開作業を迅速に行い、港湾に至る船舶の交通を確保するため、一般水域のうち災害が発生した際に障害物により船舶の交通が困難となる恐れのある水域について、緊急確保航路として指定することとされました。
- 緊急確保航路においては、平時は浚渫等の工事は特段必要ないものの、災害が発生した際には船舶の交通を確保するため、国が迅速に啓開作業を行うこととしています。
- 東京湾、伊勢湾、大阪湾は、全国のコテナ貨物量の約8割を取り扱うなど物流・産業機能が集積する一方、狭隘な水域を有し、被災した場合に我が国の経済・産業活動に多大な影響を与えることが懸念されることから、災害発生時にも被害を最小限に留め、港湾機能を維持するため、これらの地域において、緊急確保航路の区域を指定することとしています。



法改正により、地震・津波発生時にも船舶の交通を迅速に確保



東日本大震災における貨物の流出状況



流出したコンテナの除去作業